

「大赦令による赦免」(一九四五・一〇・一七)と 再審請求の関係について

請求人の方々の証言

最高裁第二小法廷の調査官より御問合せの

一九四五年十月十七日勅令第五七九号大赦令について

小野 貞

このような勅令がでたこと、または大赦になったことを知っているかどうか、のおたずねにお答え申し上げます。

一、本人小野康人は故人のため、妻小野貞が代って申し上げますが、私どもは、そのような勅令について、又大赦令についても何も存じませんし、何処からも何の通知も受けておりません。一九九一年一月五日、私は歩行困難のため、家族の者に国立国会図書館保管の当日の官報を調べてもらいましたところ、一九四五年十月十七日勅令第五七九号大赦令が発令された記載はありましたが、大赦令に浴した者として横浜事件連座者の氏名

は一名の記載もなく、従って小野康人の名もなかったことを確認してまいりました。マイクロフィルムのコピーを申込んでまいりましたから届き次第、御手元に差出しますゆえ、御確認下さい。

勅令で大赦令が発令されても、本人に対し一片の通知もなく、官報に名前も公示されずでは、知るすべもなく、大赦を受けたとは言えないと存じます。従って大赦を受けたという証明は無いと存じます。

二、尚、大赦令は罰を犯した者を赦す、又は罰を犯し刑を受けた者の刑を免ずるといふ命令の意味と私は考えます。私たち横浜事件再審

裁判請求人は、治安維持法に違反する行為は何一つ行っていないのに、拷問によって虚偽の自白調書をとられ、その自白調書を証拠として有罪の判決を受けたことを不当として無罪を主張し再審を願って出るのでございますから、大赦令とは関係ないと存じます。

三、横浜地裁に於ては、①拷問が証明されたのは益田直彦のみであつて、小野には関係がない。②横浜事件の訴訟記録は、裁判所に於て、焼却処分した為(訴訟継続中、公判以前に)、原判決の認定の基礎となつた証拠資料の内容が把握できないから取調べ不可能である、という理由による棄却でございました。東京高裁に於ては、①は修正され、小野、相川にも拷問があつたことが認められました。②は、原因はともあれ、事件記録がないからと、地裁と同じ理由の棄却でございました。

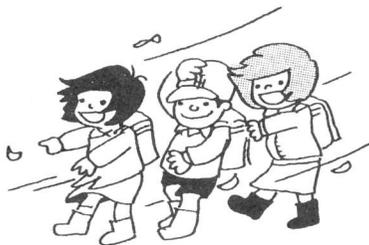
最高裁に特別抗告いたしましたのは、東京高裁に於て、拷問が認められましたことにより、有罪認定の根拠とされた調書すべてに疑問が存することは明白となりましたから、裁判のやり直し、即ち再審を願ひ出るのでございます。

裁判所に於て、公判前に証拠書類を湮滅し、記録不存在を理由に再審請求を棄却されるのは、憲法三二条違反の人権蹂躪にあたることを考えます。

又、疑問を多々含む調書のみを証拠として認定された有罪の原判決は、裁判の鉄則「疑わしきは被告人の利益に」にも反することは明白となり、これも憲法違反と考えます。

詳しくは小冊子「横浜事件・真実を求めて」に記しましたので、添付いたします。拙文にて恐縮ながら御目通し願ひ申し上げます。

再審裁判を開始して下さいませう。よう切に御願ひ申し上げます。



大赦令による通知等は受けておりません

小林 英三 郎

一九四五年十月に治安維持法が撤廃されたことは知っていたが、勅令による大赦令ということは知りませんでした。もちろん、裁判所その他から、大赦令に関する通告等を受けたこともありません。

当時、治安維持法が撤廃され、獄中の共産黨員その他の治安維持法受刑者が釈放されたことは新聞等で承知しましたが、進駐米軍の占領政策の一環としてなされたものと理解しておりました。

そして、これによって、治安維持法に関しては、従来のいわゆる前科もすべて取り消されたものと、素人判断で思っていました。御承知のように、小生はその年八月二十九日の公判で執行猶予の判決を受け、即日釈放されていたわけで、治安維持法が撤廃されたことによってそれ程直接的な影響を受ける状態でなかったことも関係しているかもしれません。

これについて、ずっと後のことになりませんが、先生にお願いして再審請求を始めたころ、木村君に右のよ

うなことを話したところ、木村君は「いやそうじゃない、戸籍書類や住民登録に前科のことが記載されていて、現に実生活の上で影響が残っている」と言っていました。今度の「報告」にある、目黒区役所の住民票かなにかに「挙動不審」の判が捺してあったことなどを言ったのかと思います。小生の経験にはそういうことはありませんでした。

前述のように治安維持法の廃止によりいわば全部張消しになったと思っていたのですが、この問題について再審請求を始めたころ、新宿御苑近くに当時在った先生の事務所に弁護士の方々がお集まりになって再審について検討していただいたとき、

大赦令による赦免という事実はありません

木村 亨

昭和二〇年十月一七日勅令第五七九号大赦令による赦免が知らされていたという事実は私には全くござい

議論があり、結局「将来にわたって判決が無かったものと見做す」というのであって、判決そのものが無くなったわけではないということになったと記憶します。そしてそれであれば再審請求も成り立つということになったのではないのでしょうか。

以上のように治安維持法廃止が、大赦令によるものであったことはこの度初めて聞くことで、それに伴って大赦の場合再審請求が出来るか云々の問題になるわけだと思いが、大赦令について専門的な知識もなく、この点については先生はじめ、弁護士の方々のご判断にお願いしたいと思えます。そしてその後の措置についても、他の原告各位や支援する会等のご意見も加えながら、弁護団の御指導によるべきだと愚考致しますので、何分にもよろしくお願い申し上げます。

ません。

むしろ反対に、私の経験では昭和二四・五年頃に所用のため目黒警察

署に参りました際に、係員の手許の氏名原簿には私のところに「挙動不審」のゴム印よりの判が押捺されておりましたので、私は驚きまして係員にその訳を聞きましたら、

「君達のような前科のある者にはすべてこのような印判を押してはつきりわかるようにしているのだ」との説明に二度驚いた記憶があります。

寄稿

私たちは国が謝罪する

まで聞いてぬきます

再審請求人 木村 亨

どうして日本の裁判はこんなに長い時間をとるのだろうか？

世界中のどこにこれほど長たらしい裁判の行なわれている国があるのか？

「犯人が被害者を裁いた」ことで有名な横浜事件である。多くの死傷者を出した犯人の特高警官たちが被害者の私たちから告発されて有罪判決を受けるまで、敗戦後の七年間を要したが、今回の再審裁判の請求も既に早や五年の月日を経過してしま

った。
横浜事件における国家権力側の犯罪は、有罪判決を告げた前の特高警

官たちの拷問の事実です。既に歴然たる証拠を明示している。おまけに、国側は敗戦直後に、私たちの横浜事件に関する一件書類、つまり裁判記録を裁判所の中で全部焼却して証拠湮滅したことも御自身で自状しているではないか。

これほどまでに明々白々な国側の権力犯罪がどうして速やかに裁判でさなっているのが私たちには全く

特別抗告理由補充書 大赦令による赦免と再審請求について

横浜事件弁護団

わからない。昨年末にはその決着がつくだろうと思われていたのに、年末になって最高裁から「お前たちは敗戦直後に天皇の大赦令によって無罪とされていたことを知っているか」などとまるで私たちを鼻であしらうような調子の反問を私たちにつきつけて来た。私たちが告発している人権問題をまともに受けては取捨と思つたから問いをそらしたのだから

うが、私たちは国側のそんなはぐらかしには決して乗るものではない。三月か四月には今度こそ決着の決意が出るだろうと観測されるが、私たちは私たちが受けた国家権力の重大な犯行、人権蹂躪んと人権剝奪の犯罪を徹底的に追及して、国側が私たちの前にその犯罪を謝罪するまで、とことんまで許さずに責めたいであろう。

その言い渡しの効力を失ったとしても（恩赦法三条一号）、同法自体が明記するように「有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦：によって変更される事はない」（二一条）のであるから、請求人がかつて有罪判決を受けた事実、およびこれにより既に被った名誉の毀損その他不利益効果は依然残っている訳である。したがって請求人らが再審により

最高裁判所

第二小法廷御中

抗告理由補充書（再審請求と大赦との関係）

一、（事実関係について）

まず本件昭和二〇年十月十七日勅令第五七九号大赦令による赦免が請求人ら関係者らに對しいかなる形で知らされていたかについて見ると、すくなくとも本件請求人らの一人としてこの様な赦免があったことを知る者はなく、いずれも今回吉本調査官の指摘によって初めてこの事実を知つたものである。このことは法律

的観点からは別として社会的実態としては請求人関係者にとつて大赦令はなきに等しい事を意味している。例えば請求人木村亨が昭和二四・五年頃居住地の目黒警察署に所用でおもむいたところ、係員の手元の原簿には木村の名の所に「挙動不審」のゴム印のようなものが押捺されていたので驚いてその訳を聞くと、「君達のような前科のあるものにはすべからぬ」との説明であった。

「大赦令」という一片の紙切れの存在によって「晴天白日の身」（東

京裁判昭二七・四・二四決定）になつたからとして、再審請求や刑事補償請求などの一切の権利を剝奪されるならば、「赦免」というよりもむしろ「懲罰」にひとしいこととなるが、それは決してこの大赦令の意図するところではあるまい。また前掲東京高裁決定のいわゆる「晴天白日の身」云々のくだりも決してその様な法的効果を所期したものではなからう。

二、（再審請求と大赦との法的関係）
請求人らに對する本件有罪判決が、右大赦令によって将来に向かい

無罪の判決を受けるとなれば、「無罪判決の公示」（旧刑事訴訟法五一五條、新刑事訴訟法四五三條）を得て名誉を回復しうることはもちろん、この間未決拘留度によって被つた不利益につき刑事補償法（旧法、新法）に基づく刑事補償を受ける余地も生ずるのであるから、このような法的利益が存する以上、大赦の措置によつても請求人らの再審請求は妨げられないといわなければならない。

三、（諸家の見解について）

大赦と再審請求権その他との関係について通説は圧倒的に再審請求はさまたげられないとする。反対説はきわめて少数である。通説の理由とするところは概ね、

「再審で無罪の判決を受ければ、判決の公示（四五三條）・刑事補償（刑補一条二項）をはじめ、有罪の判

決に伴う付随的効果の除去など、種々の法律的利益があるものである。刑の言い渡しに効力を失った後にも(恩赦法三条一号、五)、再審の請求は許されるものと解しなければならぬ。このばあいにも法律的利益がぜんぜんないわけではなく、また、名誉回復の利益は同じ事だからである(藤藤重光「新刑事訴訟法綱要」七訂版)という見解に尽きると思われる。もっとも細かな点については再審肯定説のなかにも若干の意見の相違もみられ、例えば大赦後の再審請求について、「再審の審判において無罪の判決まですることができるか、それとも結局は免訴の言い渡しをするほかないかは、一つの問題である」とし、免訴の立場をとるものもある(例えば著者代表青柳文雄ら五名「注釈刑事訴訟法」第四卷)。しかし同書でも指摘するように「有罪の言い渡しを受けた者の名誉回復等を重視して最後まで黒白を明らかにする」という見地に立ち、再審の手続きは大赦によって妨げられるべきでない」との学説、判例(刑の廃止の場合についての東京高裁決定四〇・一一)が有力である。この決定は非常救済手続たる再審については旧刑訴法三六三条二号(現三三七

条二号)の適用はないとしているが、憲法の精神に添うものといえよう。四、(おわりに)

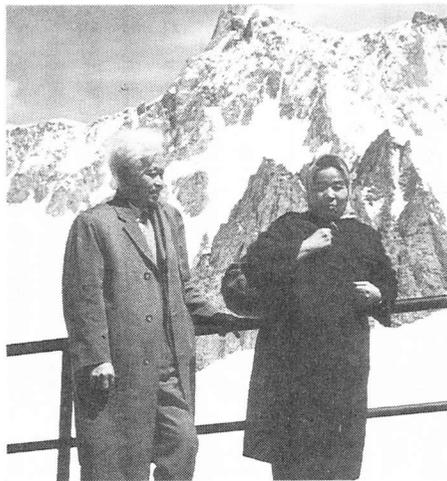
大赦がなされれば一切の名誉回復措置が自動的にとられ、刑事補償も同法二五条のような条件なしに許されるという立法措置がなされない限り、大赦によって再審請求の道がとざされるとしたり、無罪判決はできないとしたりする見解は所詮実社会の苦しみをしらない机上の空論にすぎないのではあるまいか。

本件請求人その他関係者はすでに高齢者、病弱者(それも若い頃の拷問、留置場生活と関連がある)がほとんどである。有力な証言を期待できなかった本人(益田直彦など)、証人(例えば土居郷誠元看守)などは本件の継続審理中に他界して終った。

これらの事情に鑑み是非とも速やかな正義の判決を要望したい。前述 一、(事実関係について)の項に関してご参考のため左記請求人の森川弁護士宛て親書を提出する(略―一―三頁参照)。

原告の方々の近況

川田定子さんからお便り



1967年ごろ、モンブラン山上での川田寿さん、定子さんご夫妻

(*再審請求の最高裁審理が遅れています。請求人の方々が高齢のため、その名誉回復は一刻も早くなされるべきです。事務局の金田のところへ川田定子さんから近況報告のお便りがありました。大変遅くなりましたが、ご紹介しました。けふはお電話をありがとうございました。お声を聞いて何とか一度お目

にかかり度くなりました。先日新宿センチュリーハイヤットにて偶然森川先生初め木村さんお目にかかりました。何のお約束もなかったのにパツパツおあい出来ました。折角の対面でしたのに対話はゼロで、もったいないことでした。

川田会主催にて傘寿の祝ひ(八十オの祝ひ)をやって下さったので病気をしておして出席。あんなところに座っておりました。1ヶ月前からミニエル氏病といふ(はき気とめまい)が起きる病気で体のバランスがとれなくて直ぐに転ぶため、ひとり歩きは出来なく、いつもお供を連れて外出します。飛行機にのる時は特別席を貰って、ステップをのぼる時は負んぶしてもらふといふ具合です。

前おきが長くなりました。お申し越しの写真ですが横浜の家においてきました。同封しましたのは手持ちのものでお気に召しませんでせうけれど、おすみになりましたらお返し下さい。これは私の宝ですから。私は年のせいもありますが脳軟化症になりつつあって、忘れっぽく失敗ばかりやっております。お笑い下さい。乱筆にて失礼します。気候不順の折御身御大切に。みなさまによろしくおつたえ下さいませ。

▼昨年一〇月一九日、養母を絞殺したとして専属殺人の罪に問われ、無期懲役刑が確定したあとも無実を叫んで再審請求を行なっていた山本久雄さん（九一歳、広島県）に対する最高裁の決定が出された。決定は「棄却」だった。

▼このことを報じた新聞の解説記事の中に、一九四七年以前の旧刑訴法下で確定した有罪判決に対する再審請求については「刑訴応急措置法」が適用され、そこでは憲法判断だけが対象となるとして、横浜事件についても否定的なニュアンスで引き合いに出されている。

▼そこで森川先生にお願いして、新聞の論壇への投稿原稿を執筆していただきたい。残念ながら不採用になったが、横浜事件再審裁判の本質がきわめて簡素・的確に述べられているので、ここに掲載させていただいた。

「横浜事件」と「山本老」再審請求事件

横浜事件再審請求弁護人 森川金寿

さる十月十九日付の本紙夕刊に、「山本老再審請求」事件に対し最高裁第一小法廷が下した「棄却」決定が報道された。翌二十日付朝刊にその解説記事が出たが、その中に「戦時下の大規模な言論弾圧として知られる「横浜事件」……などが、今回の決定により、最高裁で事実審理が行われる可能性がなくなつた」という記述があつた。

いかに誤解を招きやすい記述であり、「横浜事件」再審支援関係者たちに大きなショックを与えている。そこで森川先生にお願いして、新聞の論壇への投稿原稿を執筆していただきたい。残念ながら不採用になったが、横浜事件再審裁判の本質がきわめて簡素・的確に述べられているので、ここに掲載させていただいた。

挙、投獄、拷問せられ（四名が獄死した）、うち三十余名が治安維持法違反の罪で起訴され、有罪判決を受けた事件である。

とくにその過酷な拷問取り調べは有名で、戦後まもなく、この事件の犠牲者ら三十余名からの共同告訴の結果、拷問取り調べに当たった神奈川県警特高幹部三名が特別公務員暴行傷害罪で横浜地検から起訴せられ、一審から最高裁まで続いた裁判で懲役の実刑が確定した。

横浜事件の再審請求では、この特高警官三名に対する確定有罪判決を、「拷問による虚偽の自白の強制」を示す有力な証拠として提出している。しかし、一審（横浜地裁）、二審（東京高裁）ともに、「一件記録が存在しないから、再審開始できるかどうかの審理手続きをすすめることができない」として、請求を棄却した。

では、なぜ記録が存在しないかという点、裁判所みずから「敗戦直後の米軍進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことがうかがわれる」（一審決定）と認定しているように、敗戦後、旧悪迫及を恐れた内務官僚が、司法機関（記録の保管責任機関）の協力のもとに、いっさいの刑事記録を焼却湮滅してしまつたからである。つまり一審、二審決定は、裁判所がみずから記録を焼却して、記録がないから審理ができないといっているのである。

本事件は現在、最高裁（第二小法廷）に特別抗告して審理中であるので、詳細はさしひかえるが、再審請求人（七名）、弁護団側としては、一、二審の決定が、刑事記録の不在を理由に請求を棄却したことに對して、司法機関を含む国家機関が計画的・組織的に公文書である刑事記録を焼却湮滅処分してしまつた結果を前提として、「記録不存在」のゆえに再審請求をしりぞけることは、新・旧憲法で保障された「裁判を受ける権利」という憲法上の権利を剝奪・侵害する処分であるとして、原審・東京高裁決定の取り消しを求めているわけである。この点、山本老再審請求事件とは大きな差異がある。

今回の山本老再審請求棄却を報じた本紙の見出しは、「事実審理入らず——不服申し立て・憲法判断に限定」となっていた。「横浜事件」再審請求事件で最高裁に問われているのは、まさにこの「憲法判断」にほかならないのである。

会員の声

事務局に寄せてくださったお便りを紹介させていただきます(文責事務局)。

●戦争への動き阻止のためにも

秋の深まりを感じさせる今日この頃でございます。事務局の皆様におかれましては、三度目の最高裁署名の取り組みでお忙しいことと存じます。本日は5名分で数が少なく申しわけありませんが、署名をお送りいたします。

国連平和協力法(米軍戦争協力法)「即位の礼」「大嘗祭」などとも戦前復帰型のたくらみが押し寄せています。こうした動きにストップをかけるためにも、横浜事件でもともな再審判決を出させていくことがますます重要になってきていると思います。私も微力ながらこの運動を支えていきます。(池田剛)

●新会員を紹介します

八王子市の小木(会員)です。同封の名刺の方が、入会を希望されました。年会費千円と言ったのでとりあえず同封しましたが、二千円であったことも言い添えて、ニュー

ス14号を送って頂けないでしょうか。また、「横浜事件」のビデオを観る方法も聞かれました。宜しく。(小木 宏)

●世の中の良い変化に望みを

うかつにも送金が遅れ申しわけございません。私も親戚の障害者の件で裁判にかかり、いやな思いを散々しております。皆様の御苦労がよく分かります。これだけ世の中が変わったのだからよい変化に望みを託しています。勝つために健康であることを願っております。(兼坂かね子)

●本年も力を合わせて

自由と民主主義、基本的人権擁護のために、本年も力を合わせて闘いましょう。(大島久治郎)

●応援しています

頑張ってください。応援しています。払込おくれれてすみません。次は年内に送るつもりです。(上館良継)

●最高裁判事信任投票を改正せよ

最近では天候不順のためか体調が思わしくなく、勝手をさせていただいております。最高裁の判事は新憲法の下で少くとも参議院議員の改選の

度に、信任投票をすべきだと考えます。しかもその場合には既往の裁判歴を国民の前に明らかにし、信任する場合にのみ、その裁判官の氏名を記載する方法を採用すべきだと思います。(山本 豊)

●あと四、五十名は可能

いつも御苦労様です。あと四、五十名の署名は可能です。用紙があれば御送付下さい。(奥田淳爾)

●今度こそ再審を実現させよう

今度こそ再審が実現してほしいですね。今後のご活躍をお祈りします。(河合郁子)

●湾岸戦争―昔の悪夢

中東問題への政府の対応は、昔の悪夢を呼び起すような感じです。裁判所くらいは「正義の味方」であり得るようにさせたいものと思います。よろしくお願いします。(関口澄子)

●運動のひろがり喜び

本代遅れてすみません。余りがありましたら、通信費へでもお廻し下さい。皆様の努力が実って映画のこゝと、新聞にとりあげられるようにな

り本当によろございましたね。さて小生もこの所入院することもなく、少し落ち着いております。皆様も健康にお気をつけられて頑張られるよう祈り上げます。(関谷 清)

●署名と寸志を送ります

長い間の再審請求のお仕事ご苦労様に存じます。取り急ぎ署名致しました。寸志二万同封しました。(戸部宗七郎)

●お互いの健闘を

ご苦労様です。署名御返送申し上げます。ご健闘を祈ります。会費未納ならご一報下さい。(松村憲二)

●息ながいしたたかな運動を

明けましておめでと〜ございませう。早期解決が望ましいのですが、それがままならぬなら、息の長いしたたかな運動を続けていきましよう。これからもよろしく願っています。(森田敏彦)

●タウン誌がのせました

横浜のタウン誌「アイ・ラブかながわ」九月号に載った「横浜事件」関係の記事です。ご参考までに送ります。(生出恵哉)

●原告団、弁護団、事務局の方へ
 頑張ってください。署名用紙、遅れてすみませんが必ず送ります。
 (山崎義子)

●自民党丸がかえ裁判
 自民丸がかえ裁判にいかりをおぼえます。
 (竹内利一)

横浜事件を世界へアピール 英文報告書が完成

横浜事件再審裁判弁護団(森川金寿団長)と木村亨氏ら原告団が協力して、このほど、事件に関する英文報告書を完成した。これを国連人権委員会に提出するとともに、各国の人権擁護団体に送付、国際世論に訴えていく行動を開始する。

九〇ページにのぼる同報告書は、①事件の背景と経過、②拷問の実態、③事件の温床となった代用監獄の三点にまとめられている。報告書には、一九八八年一月に来日し、横浜事件や日本の代用監獄制度を調査した英仏の弁護士の報告書が引用

され、日本における人権状況が国際的にも理解できるように構成されている。周知のように「経済大国ニッポン」は「人権後進国」である。誰の目にも明らかな「国家犯罪」による人権じゅうりんの事実を裁くことを回避し、拘禁二法案を推進しようとする日本の権力者たちの姿は、国内的にはもちろん、国際的にも指弾されねばならない。私たちの横浜事件再審運動を国際舞台に訴えていくことは、「世界人権宣言」にもとづく道であり、世界の人権運動に寄与する道ともなろう。

(なお本報告書について「神奈川新聞」91年1月29日付が報道した)。

カンパを寄せられた方々(敬称略)

〈90年11月〉三信図書、平館利雄、江頭一寛、加藤丸子。〈12月〉平館利雄、小野新一、松宮龍起、小野伸帆、佐藤ヨシ、荒牧三恵。〈91年1月〉森田敏彦、嶋原良平、加藤丸子、万代妙子、千葉良信、三渡章高、藤井良平、小平克、中川光子、大島久治郎、福田詢、中村正美、山崎義子、宝月ちか子、佐々木光子、関幸造、塚越喜昭、寺内義武、山住正己、小木宏、関屋清。

▼事務局から

一九九一年になって最初の会報をお届けします。長期・泥沼化の様相を見せている湾岸戦争に日本も加わり、平和憲法をなんとか空文化しよう、海部内閣は策動していますが、それを断じて許してはならないというのが横浜事件再審取り組みの一つの大きな目的ではないでしょうか。取り組みも五年目に入り、最高裁の審理も大詰めかと思われまふ。会費更新をはじめ、ひきつづきの支援拡大にご協力をお願いします。なお、横浜事件関係の資料(たぐさんの文獻、パンフ・ビデオ等)が事務局に揃っています。ご一報のうへ、ご活用下さい(有料)。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
 横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641
 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」

